

(1)賃貸・売却・物件登録

物件を登録される方は、空き家バンク登録申請書（様式第1号）、空き家バンク登録カード（様式第2号）をご提出ください

(2)現地調査

物件所有者の立会いのもと、担当者が現地確認をおこないます

空き家バンクの登録台帳及び情報発信（ホームページ等）に必要な写真の撮影、間取りの確認などをさせていただきます

現地調査後、登録が完了したら空き家バンク台帳に登録し、空き家バンク台帳登録完了（却下）通知書が届きます

(3)空き家情報の提供

空き家バンク登録台帳及びホームページに物件の情報を掲載します

(4)物件交渉

利用希望者と直接交渉もしくは間接交渉を行っていただきます

利用者より物件交渉の申し込みがあった場合は、空き家バンク登録物件交渉申込通知書が届きます

トラブル防止のため、不動産業者や宅建業者など専門家による仲介をお勧めします

(5)契約成立

契約が成立した場合は、空き家バンク登録物件交渉結果報告書（様式第16号）をご提出ください

利用上の注意事項

取り扱いは大任町内の物件に限ります。

売買・賃貸が困難な物件（所有者の意思が確認できない、相続登記ができていない等）については、ご利用をお断りすることがあります。

大任町は仲介・契約に関する紛争等には関与しません。

暴力団等反社会的勢力の空き家バンク制度の利用はお断りします。